

令和5年度における家庭用品品質表示法の運用状況

消費者庁は、家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下「家表法」という。）の規定に基づいて、不適正な表示を行った者に対する指示（家表法第4条第1項に基づくもの。以下同じ。）及び指導を行うとともに、同法に関する相談への対応、講師派遣等を通じた普及・啓発に関する活動を行う等、家庭用品の品質に関する表示の適正化に努めている。

令和5年度における家表法の運用状況は、以下のとおりである。

1. 違反被疑事案の処理状況

令和5年度において、家表法の違反被疑事案として消費者庁が処理した件数（延べ事業者数）は、128件（うち前年度からの繰越31件）であった。内訳は、家表法第24条の規定に基づき権限を委任された地方自治体が実施した立入検査（実施した結果、違反の疑義が生じたものとして消費者庁に移送されたもの）が43件、事業者からの自主申告が28件、消費者等からの情報提供（家表法第10条第1項に基づく申出を含む。）が26件であった（表1参照）。

製品件数としては、地方自治体による立入検査によるものが87件、自主申告が46件、消費者庁からの指導を受け社内点検を実施した結果、追加で自主申告された案件が7件、情報提供が131件、合計271件であった。

表1 家表法違反被疑事案の処理件数の内訳（単位：事業者数）

前年度からの繰越	31
地方自治体による立入検査	43
自主申告	28
消費者等からの情報提供	26
処理件数合計	128

違反被疑事案処理件数の128件のうち、家表法第3条第1項に規定する表示事項を表示していない、又は表示に関する遵守事項を遵守していないものとして、令和5年度において78事業者に対し指導を行った（表2参照）。

表2 家表法違反被疑事案の年度別処理状況 (単位:事業者数)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
指示	1	2	3	4	0
指導	91	48	91	71	78
違反無し	4	5	16	12	12
対象外	13	4	9	7	8
打切り	7	13	20	8	11
翌年度に繰越	11	23	13	32	19
処理件数合計	127	95	152	134	128

※令和3年度の公表から延べ事業者数で記載。

令和5年度に指導した78事業者について、不適正表示のあった製品数合計は247件であった。これらの品目内訳は、繊維製品が150件（ズボン54件、シャツ41件、ドレス・ホームドレス12件等）、合成樹脂加工品が21件（ポリ袋9件、水筒5件等）、電気機械器具が1件（パネルヒーター）、雑貨工業品が75件（靴18件、魔法瓶15件、漆又はカシュー樹脂塗料を塗った食卓用器具等8件等）であった（表3参照）。

表3 製品別指導件数 (単位:製品数)

繊維製品	合成樹脂加工品	電気機械器具	雑貨工業品	合計
150	21	1	75	247

指導事案の具体的な内容は以下のとおりである。

(1)

繊維製品における違反事例

- ① 商品に表示された混用率が、実際の混用率とは異なっていた。
- ② 旧洗濯表示が付けられた商品を販売していた。
- ③ 品質表示に表示業者が連絡先として付記されていたにも関わらず、消費者等からの問合せに対して十分に対応できていなかった。

(2)

合成樹脂加工品における違反事例

- ① 水筒の容量表示について、規定された許容範囲の+5%を超えた容量を表示していた。
- ② 食事用の器具等について、耐熱温度の表示が欠落していた。
- ③ 可搬型便器について、耐熱温度の表示が本体に刻印されていたが、包装で隠れてしまい表示を確認することができなかった。

(3)

電気機械器具における違反事例

乾式のパネルヒーターを取り扱っていたが、油入式のみ家表法に該当すると誤認し、品質表示をしていなかった。

(4)

雑貨工業品における違反事例

- ① 椅子の寸法表示において、座面の高さを表示していなかった。
- ② クレンザーについて、商品名を表示していたが、品名の「クレンザー」の表示が欠落していた。
- ③ 合成樹脂製の弁当箱の蓋に取付けられたシリコーンゴム製の吸排気弁は、合成ゴム製器具に該当するところ、使用材料、耐熱温度の表示が欠落していた。

(5)

共通の違反事例

表示者の連絡先について、住所や電話番号ではなくメールアドレスを表示していた。

2. 地方自治体による立入検査の実施状況

家表法においては、立入検査等の一部の事務を地方自治体(都道府県及び市。以下同じ。)に委任している。令和5年度において、地方自治体による立入検査の実施件数(店舗数)は2,916件であった(表4参照)。

表4 令和5年度 地方自治体における立入検査 (単位:実施店舗数)

※市が実施した立入検査の件数は都道府県の数値に含めている。

北海道	青森県	岩手県	宮城県	秋田県	山形県	福島県
90	28	62	20	106	7	42
茨城県	栃木県	群馬県	埼玉県	千葉県	東京都	神奈川県
200	103	64	70	232	107	59
新潟県	富山県	石川県	福井県	山梨県	長野県	岐阜県
49	30	26	130	16	74	68
静岡県	愛知県	三重県	滋賀県	京都府	大阪府	兵庫県
121	164	54	37	7	62	76
奈良県	和歌山県	鳥取県	島根県	岡山県	広島県	山口県
21	17	1	19	21	22	61
徳島県	香川県	愛媛県	高知県	福岡県	佐賀県	長崎県
129	21	80	169	28	26	62
熊本県	大分県	宮崎県	鹿児島県	沖縄県	地方自治体合計	
5	60	11	46	13	2,916	

なお、立入検査の結果、違反の被疑が生じたものとして、消費者庁に移送されたものは43件であった(前記1. 参照)。

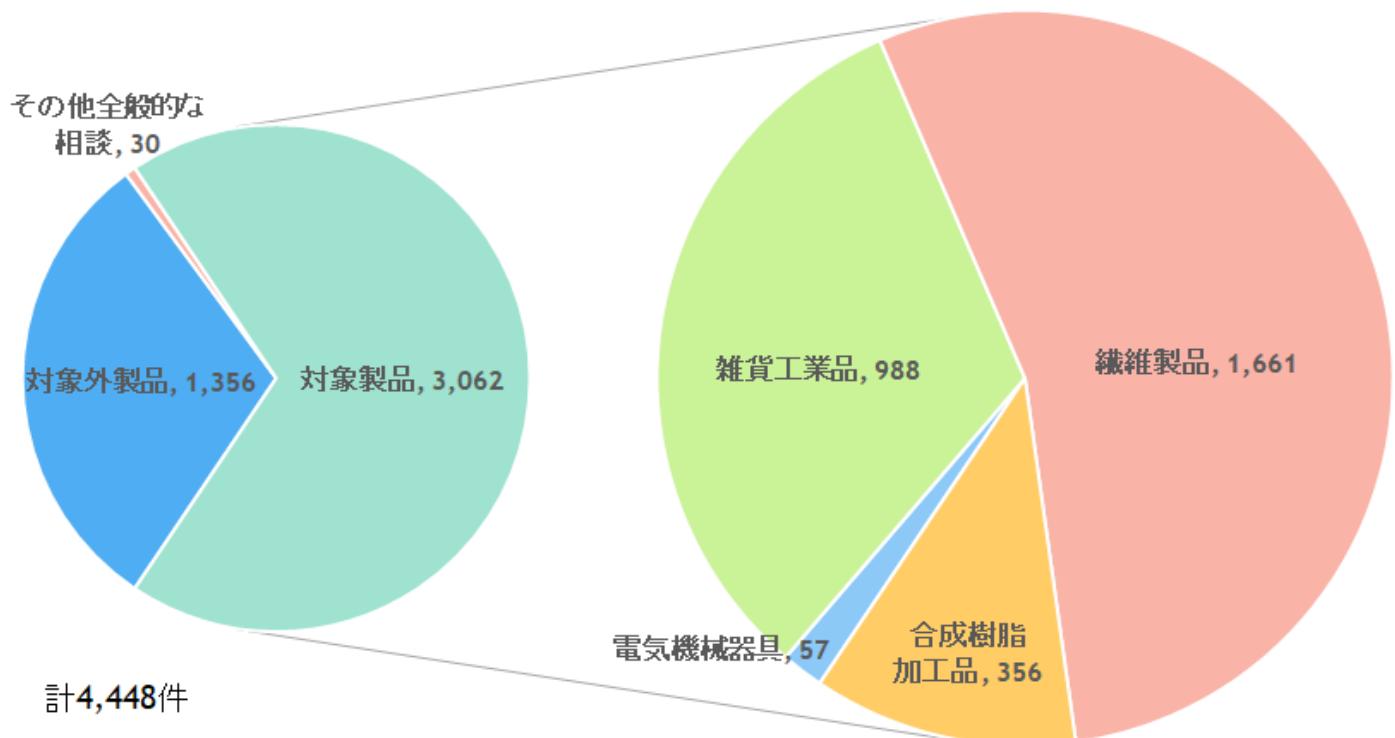
3. 家表法に関する相談状況

令和5年度における相談件数は、4,448件であった。

このうち、家表法の対象製品に関する相談が3,062件、対象外製品に関する相談が1,356件、その他家表法に関する全般的な相談は30件であった。

対象製品の内訳は、繊維製品が1,661件、合成樹脂加工品が356件、電気機械器具が57件、雑貨工業品が988件であった（図1参照）。

図1 製品別相談件数一覧（単位：件）



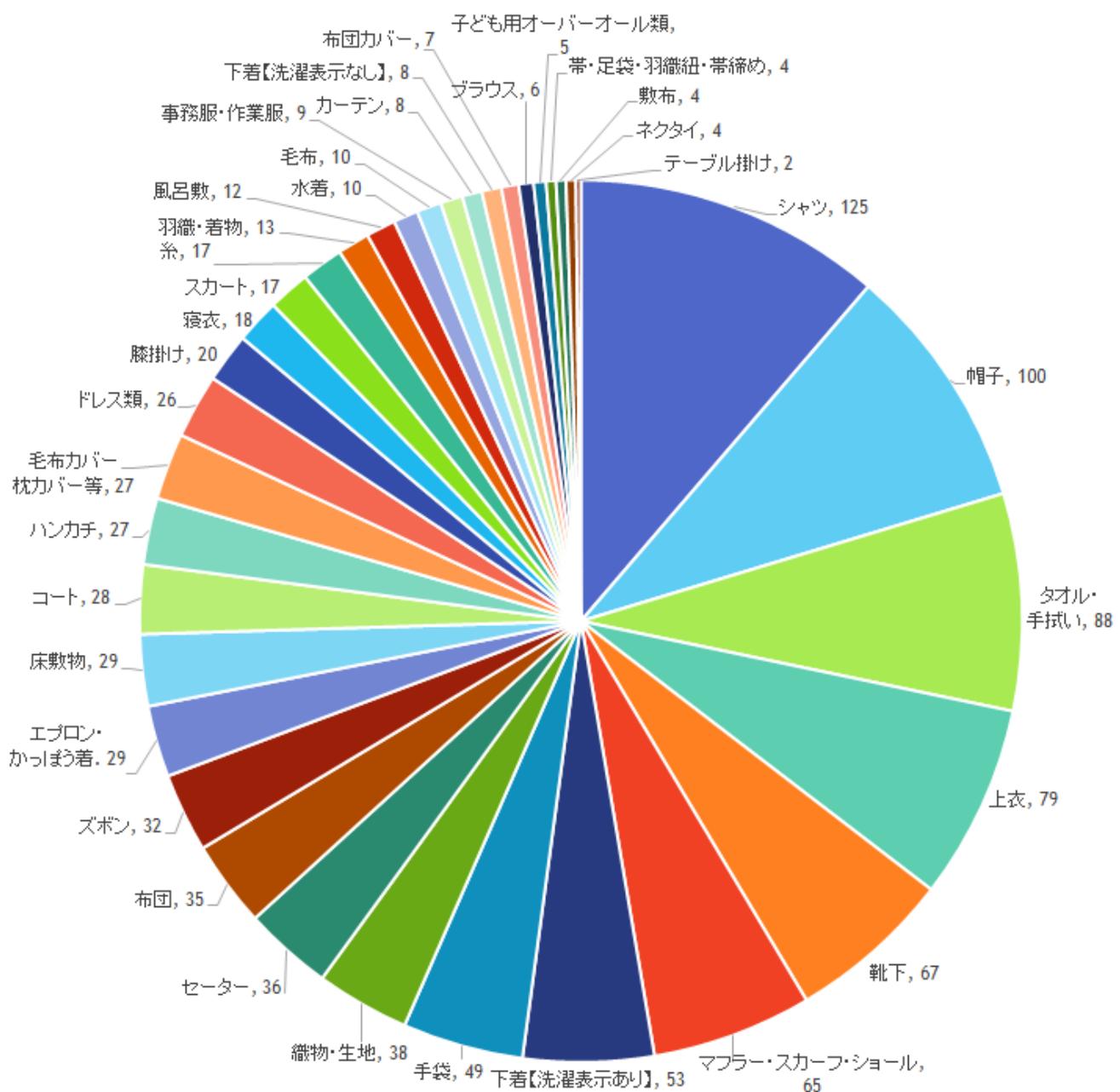
対象製品別の相談状況は、以下のとおりである。また、寄せられた相談、回答について、内容の一部を編集した上で掲載している。

(1) 繊維製品 (1,661件)

相談件数が多かった品目は、シャツ (125件)、帽子 (100件)、タオル及び手拭い (88件)、上衣 (79件)、靴下 (67件)、マフラー、スカーフ及びショール (65件) 等であった (図2参照)。

図2 繊維製品の品目別相談内訳 (単位: 件)

※品目を限定しない繊維製品全般 (衣料品、子供服、生地等) の相談
554 件を除く



繊維製品についての主な相談及び回答内容は、以下のとおりである。

	相談	回答
洗濯表示 (洗濯記号)	洗濯ができない帽子の場合、「洗濯できません」と表示すればよいですか。	洗濯の取扱いについては、JIS L0001に規定する記号を用いて表示することになっています。
洗濯表示 (取付方法)	洗濯ラベルはどのように取り付ければよいですか。	縫い付け、熱圧着シールの貼付け等で取り付けます。取り付けた繊維製品と同程度の家庭洗濯処理及び商業クリーニング処理に耐えうる適切な素材で作成し、製品の耐用期間中は判読可能でなければならないことになっています。
	洗濯ラベルが取り付けられない場合、どのような方法がありますか。	製品に直接印刷する等、容易に取れない方法で行います。
組成表示	綿、ポリエステル、天然ゴムでできている衣料品はどのように表示すればよいですか。	天然ゴムは繊維ではないため組成表示に入りません。天然ゴムを除いた組成を表示してください。
	ズボンのポケットは組成に含まれますか。貼りポケットの場合と袋状の場合があります。	貼りポケットの場合は組成に含まれますが、ポケット袋布は組成に含まれません。
	布団の詰物が片寄らないよう、区分けのための中生地を使用していますが、これは組成表示に含まれますか。	ダウンパック等、詰物をまとめるだけのために使用された部分は組成に含まれません。
	古着をリメイクした服に組成表示は必要ですか。	家表法の対象品目を販売するのであれば組成表示が必要です。古着の組成が判明しているのであれば、その組成を表示することになります。

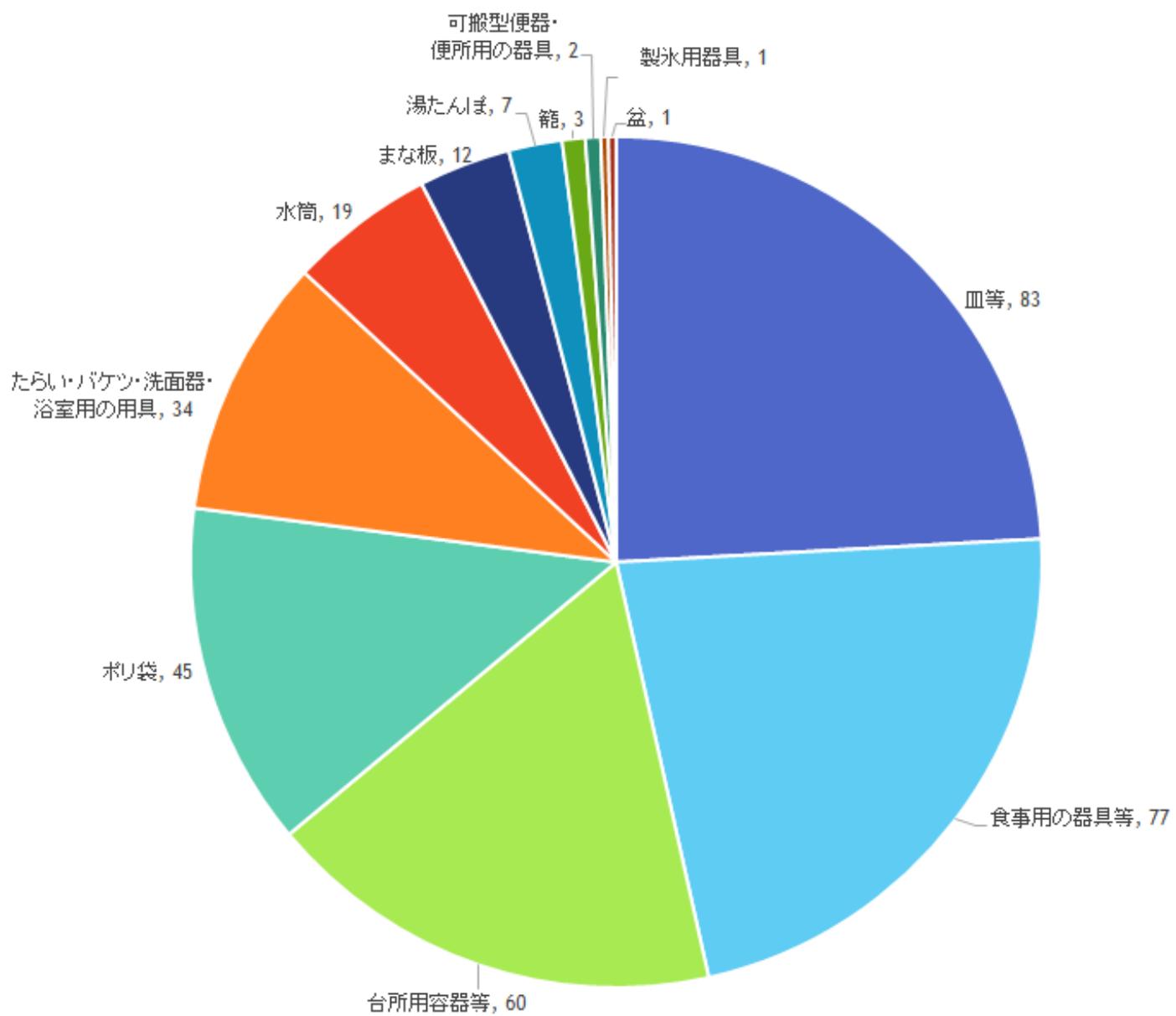
	相談	回答
組成表示	キルティング生地はどのように表示すればよいですか。	キルティング生地は両面の生地と中綿を合わせて一枚布とみなすため、表側、裏側、詰物の組成を表示します。
	麻 70%、綿 30%の組成の帽子。組成表示にはその旨表示しますが、別タグに「麻帽子」と表示することはできますか。	混用率が 100%ではない場合、繊維の名称には混紡、交織等混用である旨を示す用語を付記するか、その製品に混用されている全ての組成繊維名を記載しなければならないことになっています。
	二枚仕立てで外側がチュールレース、内側が無地のスカート。内側の生地が透けて見える場合、内側の生地は裏地としてもよいですか。	レース生地の透け具合は商品によって異なるため、メーカーが内側の布を裏地目的（すべりを良くし汚れを防止する）としているか、表地として見せる目的で作っているかにより表示が変わってきます。
組成表示 (混用率)	ボンディング加工（生地を積層し、接着した生地）のジャケットについて、表側がナイロン 100%でポリウレタンコーティング、裏側が綿 97%、ポリウレタン 3%の場合、どのように表示すればよいですか。	この場合、貼り合わせている全ての生地の表示が必要です。なお、ボンディング加工生地は列記表示が可能となっています。コーティングについては任意表示です。
指定用語	海外で生産し、国外と国内で販売するため、ポリウレタンを英字表示してもよいですか。	国内で販売するのであれば、家表法の規定どおり「ポリウレタン」と表示します。
	トウモロコシ由来のポリ乳酸繊維を用いた場合の表示はどうなりますか。	指定用語は「ポリ乳酸」となります。
	ペットボトルから作られた再生ポリエステルはどのように表示すればよいですか。	指定用語である「ポリエステル」と表示します。ペットボトルから作られた再生素材である旨は任意表示です。

(2) 合成樹脂加工品 (356 件)

相談件数が多かった品目は、食事用、食卓用又は台所用の器具 (233件) 、ポリ袋 (45件) であった。食事用、食卓用又は台所用の器具の内訳で多いものは、皿等 (83件) 、食事用の器具等 (77件) 、台所用容器等 (60件) であった (図3 参照)。

図3 合成樹脂加工品の品目別相談内訳 (単位: 件)

※その他の相談 (品目不明・全般) の相談12件を除く



合成樹脂加工品についての主な相談及び回答内容は、以下のとおりである。

	相談	回答
耐熱温度	湯たんぽの耐熱温度の試験について、湯は100°C以上にならないので100°Cでやめてもよいですか。	耐熱温度の試験は、機能の異常又は著しい変形が生じるまで行います。
容量	冷蔵庫用の樹脂製水筒の容量について、満水容量が1.1ℓですが1.0ℓの表示をすることはできますか。	容量は満水容量を表示します。中栓がある場合は中栓をしたときの容量を表示します。1.0ℓと表示したい場合は、法定表示をした上で任意で実用量を表示する、本体に1.0ℓの目盛りをつけること等が考えられます。
該非の判定	ABS樹脂製のシャワーへッドは家表法の対象ですか。	「浴室用の器具」に該当します。

(3) 電気機械器具（57件）

相談件数が多かった品目は電気ミキサー類（13件）、電気毛布（8件）、ジャー炊飯器（5件）、かみそり（5件）であった。

電気機械器具についての主な相談及び回答内容は、以下のとおりである。

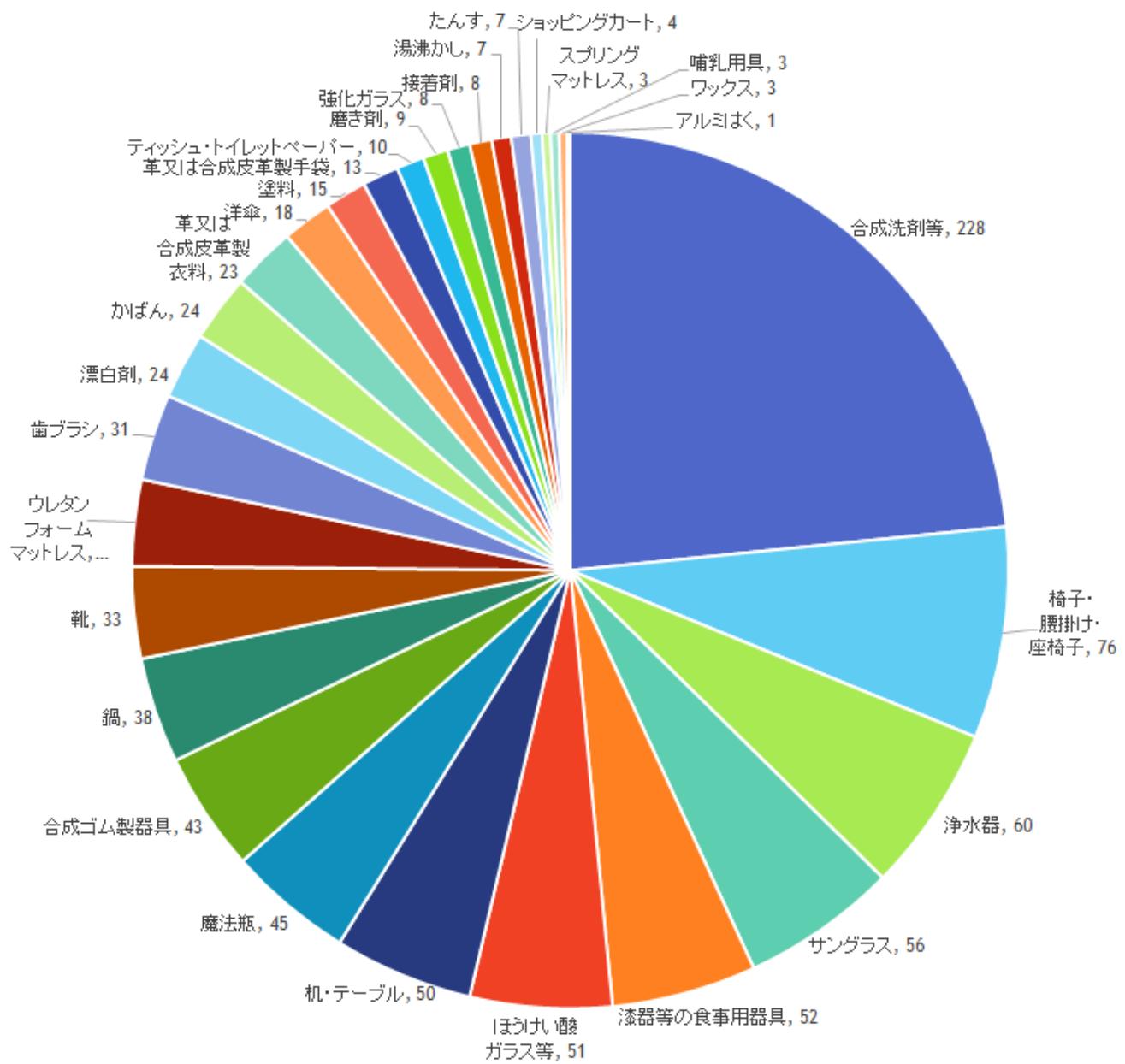
品目	相談	回答
電気毛布	電気毛布より小さい電気膝掛けは対象となりますか。	就寝時に使用するものでなければ対象外となり得ますが、販売段階で寝具売場で販売されていた場合等は電気毛布とみなされる可能性があり、対象となることもあります。このため、流通、販売段階まで管理することができないのであれば、電気毛布の表示をすることになります。

(4) 雑貨工業品 (988件)

相談件数が多かった品目は、合成洗剤並びに洗濯用又は台所用の石けん及び住宅用又は家具用の洗浄剤（以下「合成洗剤等」という。）（228件）、椅子、腰掛け及び座椅子（76件）、浄水器（60件）、サングラス（56件）、漆器等の食事用器具（52件）、ほうけい酸ガラス等（51件）であった（図4参照）。

図4 雑貨工業品の品目別相談内訳 （単位：件）

※その他（品目不明・全般）の相談14件を除く



雑貨工業品について、主な対象品の相談内容は、以下のとおりである。

品目	相談	回答
サングラス	枠にリサイクルプラスチックを使用している場合、どのように表示するのがよいですか。	指定用語である「プラスチック」と表示します。リサイクルである旨は任意表示です。
	偏光サングラスをファッショングラスと表示してもよいですか。	サングラスの品名は試験結果に応じた区分で「サングラス」「偏光サングラス」「ファッショングラス」と表示することになっています。そのため、区分以外の表示はできません。
浄水器	浄水能力の表示は除去率 80%での総ろ過水量を表示することになっていますが、これを 97.6%以上としてもよいですか。	消費者が品質の識別ができるように、同じ条件で表示することになっています。除去率 80%で表示します。
	浄水能力の除去対象物質は表に掲載されたもの全てを表示するのですか。	遊離残留塩素は必ず表示が必要です。また、JIS S3201 の試験により、浄水能力が明らかな場合はその除去物質を全て表示することになっています。
強化ガラス	取扱い上の注意について、「急激な温度変化」とはどのような状態を想定していますか。	ガラスが熱いうちに冷たいものを入れたり、濡れたところに置く等を想定しています。
ほうけい酸ガラス等	耐熱ガラス製の容器で、電子レンジ用、オーブン用と複数の使用区分が該当する場合、どのように表示すればよいですか。	複数の用途に使用されるものは、その使用区分による種類を列記すればよいことになっています。
鍋	フライパンは鍋に該当しますか。	鍋の定義(食物等を煮るための容器)に該当すれば家表法の対象となります。
合成洗剤	自動車用の合成洗剤は家表法の対象ですか。	合成洗剤は洗濯用、台所用、その他の用途のものを対象としています。合成洗剤の定義に該当すれば対象となります。
	界面活性剤が 2%の成分と 1%の成分の 2 種類がある場合はどのように表示すればよいですか。	3%未満の界面活性剤しか含まれていない場合は、含有率の最も高い成分の種類の名称を表示します。

品目	相談	回答
合成洗剤	界面活性剤の種類の名称が分からぬ場合、非イオン系界面活性剤と表示してもよいですか。	界面活性剤の種類の名称を知ることができないやむを得ない理由がある場合は、系別を示す用語が必要となります。区分である非イオン系界面活性剤を表示することはできません。
	カビ取り洗浄剤を販売する予定ですが、特別注意事項の表示スペースが足りません。	製品の排除面積（キャップを含む）が210ml以下の場合は、「まぜるな」「危険」の文字はともに26.25ポイント以上の大きさで表示することになります。

(5) その他家表法の全般的な相談（30件）

その他家表法の全般的な相談については、商品を海外から直送する、表示者名や連絡先を英語で表示する等、海外取引に関する相談がみられた。

	相談	回答
付記事項に関する相談	表示者の連絡先住所は、登記上の住所と工場の住所のどちらを表示すればよいですか。	実際に消費者対応を行う部署の住所を表示します。
	表示者名と住所を英語で表示することは可能ですか。	表示者名は法人登記された名称で、住所は都道府県名から日本語で表示することになります。
	海外から商品を輸入販売します。ECサイトで現地から直送する場合でも家表法の対象となりますか。	輸送ルートに關係なく、国内向けに販売するのであれば品質表示が必要になります。
	オーダーメイドの商品に表示は必要ですか。	消費者と品質や取扱い上の注意について面談し、納得した上で購入する場合は表示不要ですが、説明が不十分になると予見される場合は表示が必要となります。
家表法全般に関する相談	災害時等、非常時に使用する商品は家表法の対象となりますか。	非常用商品として販売するものであっても、消費者が通常の用に供することが想定されるのであれば家表法の対象となります。

(6) 対象外品目（1,356件）

家表法の対象品目は広範囲かつ多岐にわたることから、令和5年度においても、表示項目に関する相談はもとより本法の適用があるか否かを問う、いわゆ

る該非判定を求める相談が多く寄せられた。

相談	回答
ガラス製ストローの耐熱温度差が80℃の場合、「耐熱ガラス製器具」と表示することができますか。	耐熱温度差が120℃未満の場合は対象外です。
麦わら帽子は家表法の対象ですか。	麦わら等の天然草木は糸や繊維に加工されていないため、繊維製品の対象にはなりません。
ビニール手袋は家表法の対象ですか。	合成樹脂製、合成ゴム製の手袋は対象外です。繊維製、革製の手袋は対象品目です。
食品保存用ファスナー付きポリ袋で、厚さ0.06mmのものは対象ですか。	対象になるのはフィルムの厚さが0.05mm以下のポリ袋となるため、対象外です。

(参考) 対象外品目例

あ行 アームウォーマー	か行 ゴム製手袋	は行 不織布製の製品 (フェルト)
アクセサリー	き行 消毒剤 (アルコール、除菌剤等)	文房具
圧縮袋	繊維製のバッグ	ヘアケア製品 (ヘアラッシュ等)
アロマ製品 (アロマオイル、アロマキャンドル等)	た行 テープ (両面テープ、マスキングテープ等)	ペット用品
衣類乾燥機	陶磁器	ベビー用品 (抱っこ紐、おしゃぶり、よだれ掛け等)
LEDライト製品	な行 入浴剤	ベルト
画材用品 (アクリル絵の具、色鉛筆等)	ぬいぐるみ	
玩具	は行 パイルが無い繊維製のマット	ま行 枕
空調関連 (加湿器、空気清浄機、扇風機)	履物 (靴以外のスリッパ等)	マスク関連 (織布製、不織布製、マスクケース)
化粧品関連 (化粧品等、化粧ポーチ)	腹巻	マッサージ器具

※上記品目は家表法の対象品目ではないが、他法令（医薬品医療機器等法、食品衛生法、景品表示法等）の対象となる場合がある。

4. 家表法に関する講師派遣等

令和5年度においては、関係省庁、地方自治体が主催する講習会等に計2回講師を派遣した。

5. 家表法の制度改正

令和5年度における制度改正はなかった。

以上